

# 報 道 資 料

平成 24 年 7 月 20 日  
総 務 部 総 務 課  
県政情報係 新谷、石田  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2349、2388

## 奈良県情報公開審査会の第 144 号答申について

行政文書の全部開示決定に対する審査請求についての諮問第 152 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 24 年 7 月 18 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 対象行政文書：奈良県警察職員懲戒等取扱規程
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：全部開示決定
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：
  - 本件決定の妥当性について  
審査請求人は、本件行政文書以外の本件開示請求に対応する行政文書の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得しておらず、本件開示請求に対応する行政文書は本件行政文書のみであると主張しているもので、以下検討する。
    - (1) 本件行政文書に係る特定について  
本件開示請求において開示を求められている行政文書は、警察職員の規律違反に対する処分（地方公務員法に基づく懲戒処分を除く。）に係る処分基準となるものが記載された文書である。  
当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、奈良県警察職員の懲戒の取扱いについて定められているほか、地方公務員法に基づく懲戒処分以外の処分として、訓戒処分及び注意処分について定められている。  
さらに、訓戒処分については、職員の規律違反が軽微なものであってこれに対し懲戒処分を要しないと認めるときに行うものである旨が定められ、また、注意処分については、職員の規律違反が特に軽微なものであってこれに対し懲戒処分又は訓戒処分を要しないと認めるときに行うものである旨が定められている。これらの記述は、訓戒処分及び注意処分に係る処分基準となるものであることが認められる。  
そうすると、実施機関が本件開示請求に対応する文書として本件行政文書を特定したことは、妥当であると判断する。
    - (2) 本件行政文書以外の本件開示請求に対応する行政文書の不存在について  
実施機関においては、所属長等から警察本部長に対して職員の規律違反の申告がなされれば、警察本部長は主管課である監察課に事実関係の調査を行わせ、懲戒処分の指針（平成 21 年 3 月 26 日付け警察庁丙人発第 83 号。以下「懲戒指針」という。）や過去の事例、調査結果等に照らし合わせ、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、本件行政文書にのっとり懲戒審査委員会に審査を要求することとなる。そして、審査を要求された懲戒審査委員会では、事実の調査結果及び事案の態様や軽重、社会的反響を考慮した上で、奈良県や他府県で過去に発生した同種事案の処分事例も参考に、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定して警察本部長に勧告し、勧告を受けた警察本部長が判断をして処分を決定しているとのことである。  
以上のとおり、実施機関においては、職員の処分に関する基準は、懲戒指針が警察庁において定められているのみで、審査請求人が求めている懲戒処分以外の訓戒処分や注意処分についての個別具体的な指針等は存在せず、本件行政文書に基づいて規律違反が「軽微」又は「特に軽微」かを事案ごとに判断して措置内容を決定するとのことである。  
そうすると、本件行政文書以外の本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該文書が存在すると推測させる特段の事情もない。  
したがって、当該文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年	7月	5日		
② 決定	平成23年	7月19日	付け	全部開示決定	
③ 審査請求	平成23年	8月	25日		
④ 諮問	平成23年	9月	1日		
⑤ 経過	平成24年	3月16日	第152回	審査会	審議
	平成24年	5月15日	第153回	審査会	審議
	平成24年	5月31日	第154回	審査会	審議
	平成24年	6月26日	第155回	審査会	審議